

＊北海道公報

発行 北海道
（総務部法制文書課）
電話 011 - 231 - 4111
（内線 22-271）
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント（株）

目次

ページ

告 示

○平成十三年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 （市町村課）	一
○平成十三年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の試験期日、試験場等 （市町村課）	一
○一般競争入札の実施 （統計課）	三
○土地改良法による道営換地計画の決定 （農地調整課）	四
○土地改良法による道営換地計画 （農地調整課）	四
○農業委員会が行う交換分合計画の認可 （農地調整課）	四
○土地改良区の定款の変更の認可 （土地改良指導課）	四
○道営土地改良事業変更計画の決定 （土地改良指導課）	四
○道営土地改良事業の工事の完了 （土地改良指導課）	四
○知事権限に係る保安林の指定の予定（二件） （治山課）	四
○知事権限に係る保安林の指定の解除 （治山課）	五
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 （治山課）	五
○半島振興法による市町村道の代行工事の完了 （道路計画課）	五
○道路の区域の変更（二件） （道路整備課）	六
○道路の供用の開始（二件） （道路整備課）	八
○道路の区域の変更及び供用の開始（三件） （道路整備課）	八
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 （都市計画課）	九
○都市計画の変更の決定 （都市計画課）	九
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 （都市計画課）	一〇
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 （出納局総務課）	一〇
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（三件）	一〇
道教育庁網走教育局告示	
○一般競争入札（物品の購入）の実施	一〇
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（平成十三年十月分）	一一
○政治団体の届出事項の異動届出（平成十三年十月分）	一一

○政治団体の解散の届出（平成十三年十月分）	一一
○資金管理団体の届出事項の異動届出（平成十三年十月分）	一一
○資金管理団体でなくなった旨の届出（平成十三年十月分）	一一
○政党支部の届出（平成十三年十月分）	一四

道警察本部公告

○空調設備保守点検業者の事業概要調査の実施	一四
○電気施設保守管理業者の事業概要調査の実施	一五
○熱交換設備等保守管理業者の事業概要調査の実施	一五

告 示

北海道告示第2015号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成13年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達 也

男子
平成14年1月4日（金）から3月31日（日）まで

北海道告示第2016号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成13年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等が次のとおり定められた。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達 也

1 試験期日
平成14年1月4日（金）から3月31日（日）までの間で受付時に指定する日

2 試験場の名称及び位置

名 称	位 置	電 話 番 号
陸上自衛隊岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出台4丁目313	0126 - 22 - 1001
同 倶知安駐屯地	虻田郡倶知安町宇高砂232番地2	0136 - 22 - 1195
同 滝川駐屯地	滝川市泉町236	0125 - 22 - 2141
同 幌別駐屯地	登別市緑町3 - 1	0143 - 85 - 2011
同 真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17	011 - 581 - 0736
同 苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011 - 711 - 4253

陸上自衛隊札幌駐屯地	札幌市中央区南26条西10丁目	011 - 511 - 7116	自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神10 - 13	01395 - 2 - 2476
同 北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531	0123 - 32 - 2101	自衛隊函館地方連絡部松前募集事務所	松前郡松前町字建石19 - 42	01394 - 2 - 3774
同 静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464 - 4 - 2121	自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町27番12号	0138 - 27 - 4625
同 東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016	0123 - 23 - 5131	陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111
同 美唄駐屯地	美唄市字美唄1536 - 1	01266 - 2 - 7141	同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654 - 3 - 2137
同 丘珠駐屯地	札幌市東区丘珠町161	011 - 781 - 8321	同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164 - 42 - 2655
海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135 - 23 - 2243	同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584 - 2 - 5275
自衛隊札幌地方連絡部	札幌市南区真駒内17番地	011 - 631 - 5471	同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167 - 45 - 3101
自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所	小樽市稲穂1丁目12 - 8	0134 - 22 - 5521	同 航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162 - 23 - 5377
自衛隊札幌地方連絡部岩見沢募集事務所	岩見沢市2条西5丁目8番地	0126 - 23 - 5514	自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055
自衛隊札幌地方連絡部倶知安募集事務所	虻田郡倶知安町南3条東1丁目1 - 1	0136 - 23 - 3540	自衛隊旭川地方連絡部名寄出張所	名寄市西1条南9丁目45	01654 - 2 - 3921
自衛隊札幌地方連絡部滝川募集事務所	滝川市大町1丁目8 - 27 滝川市職業訓練センター1F	0125 - 22 - 2140	自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒4丁目6 - 34	0162 - 23 - 2721
自衛隊札幌地方連絡部苫小牧出張所	苫小牧市表町1丁目1 - 6 神田ビル1F	0144 - 32 - 3725	自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町1丁目51 - 2	0164 - 42 - 4650
自衛隊札幌地方連絡部千歳募集事務所	千歳市錦町4丁目33 - 1	0123 - 23 - 2642	自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町1丁目2 - 8	01582 - 3 - 2696
自衛隊札幌地方連絡部室蘭募集事務所	室蘭市東町2丁目21 - 10 石井ビル1F	0143 - 44 - 9533	自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1 - 47	0167 - 45 - 3412
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所	北広島市北進町1丁目2 - 2 中央バスターミナル4F	011 - 373 - 3067	自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1 - 4	01584 - 2 - 6616
自衛隊札幌地方連絡部江別募集事務所	江別市野幌町40 - 16	011 - 383 - 8955	自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町字栄町812番地	01636 - 2 - 1593
自衛隊札幌地方連絡部琴似募集案内所	札幌市西区琴似3条1丁目530 - 10 - 3 琴似3 . 1ビル内	011 - 643 - 4929 011 - 643 - 7379	自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り8丁目 弘済会ビル内	0166 - 22 - 0648
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所	札幌市豊平区月寒中央通8丁目3 - 31	011 - 851 - 7801	陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155 - 48 - 5121
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138 - 51 - 9171	同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114
自衛隊函館地方連絡部	函館市広野町6番25号	0138 - 53 - 6241	同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0154 - 40 - 2011
自衛隊函館地方連絡部八雲募集事務所	山越郡八雲町末広町111 - 2	01376 - 2 - 2692	同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42 - 1	01537 - 7 - 2231
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金142 - 6	01378 - 2 - 0258	自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	帯広市西14条南14丁目4番地	0155 - 23 - 5882 0155 - 23 - 2485
				網走市北6条西2丁目8 - 1	0152 - 44 - 5743

自衛隊帯広地方連絡部根室 募集事務所 自衛隊帯広地方連絡部北見 募集事務所 自衛隊帯広地方連絡部釧路 出張所 自衛隊帯広地方連絡部帯広 募集案内所 自衛隊帯広地方連絡部中標 津募集事務所 3 受験手続 (1) 志願書類の請求 最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。 志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。 (2) 提出書類及び提出先 2 等陸・海・空士志願票（1通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。 (3) その他 志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。 北海道告示第2017号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年12月4日 1 入札に付する事項 (1) 事業の名称 平成13年度労働力調査の新聞による広報業務 (2) 事業の内容等 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 入札説明書による。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部経済企画室統計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室A	(2) 入札日時 平成13年12月21日 午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部経済企画室統計課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694 (2) 交付期間 平成13年12月4日から18日までの間 (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
--	--

ア 名 称 北海道総合企画部経済企画室統計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
(4) 詳細は、入札説明書による。
(5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第2018号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第5項の規定により、中富良野町渋毛牛地区の換地計画の変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日
北海道知事 堀 達也

北海道告示第2019号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第9項の規定により、深川市北水源地区の換地処分をした。
平成13年12月4日
北海道知事 堀 達也

北海道告示第2020号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、中標津町農業委員会が定めた西竹北光地区の農用地等の交換分合計画を認可した。
平成13年12月4日
北海道知事 堀 達也

北海道告示第2021号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年11月26日、長沼土地改良区の定款の変更を認可した。
平成13年12月4日
北海道知事 堀 達也

北海道告示第2022号
道営土地改良（沼の内南地区かんがい排水【国営附帯】）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年12月5日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日
北海道知事 堀 達也

北海道告示第2023号
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3項の規定により公告する。
平成13年12月4日

地区名	事業の種類	北海道知事	堀 達也	完了年月日
中央 1	かんがい排水【広域農業基盤緊急整備型】（農業用排水）			平成13. 2. 20
東 4	緊急生産調整推進排水対策特別（農業用排水）			同 12. 11. 10
宇 文	ため池等整備【用排水施設整備】			同 13. 3. 26
和 寒	農地保全整備（排除工事（農地保全））			同 12. 8. 31
南 第 2	高生産大区画ほ場整備（低コスト化水田農業大区画）			同 13. 1. 19
昭 生	一般農道整備（過疎基幹）			同 12. 6. 20
静 修	農免農道整備			同 12. 8. 10
北 落 合	同			同 12. 10. 10

北海道告示第2024号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成13年12月4日

- 北海道知事 堀 達也
- 保安林予定森林の所在 積丹郡積丹町大字美国町字大沢207の1・207の13・589の2 場所 ・1015の2・1089の4・1371・字船瀬1608（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 指定の作業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2025号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達也

1 保安林予定森林の所在 虻田郡ニセコ町字絹丘417の1（次の図に示す部分に限る。）
場所

2 指 定 の 目 的 干害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字絹丘417の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2026号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達也

1 解除に係る保安林の所在 川上郡弟子屈町字熊牛原野167の1・171の1・176・182
場所（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、171の2、171の3

2 保安林として指定された 風害の防備

目的

3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2027号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達也

1 (1) 解除予定保安林の所在 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除予定保安林の所在 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2028号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成13年12月4日

北海道知事 堀 達也

1 路 線 名 森町道駒ヶ岳赤井川線
2 工 事 区 間 茅部郡森町字駒ヶ岳336番地先から茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先まで

- 3 工事の種類 改築
- 4 工事完了の日 平成13年12月11日

北海道告示第2029号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日

北海道知事 堀 達 也

第1320号 報 道 公 報 北 海 道

1	道路の種類	道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
---	-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下居辺高島停車場線	河東郡土幌町字下居辺西2線128番5地先から 河東郡土幌町字下居辺西2線126番2地先まで	後 21.55 m から 23.40 m まで	376.49 m	—	北海道帯広土木現業所
		前 21.21 m から 28.00 m まで	191.61 m	—	
		後 23.80 m から 41.01 m まで	191.61 m	—	
広 尾 大 樹 線	広尾郡広尾町字野塚14線2番4地先（一般国道336号交点）か ら広尾郡広尾町字野塚14線2番24地先まで	前 15.55 m から 16.50 m まで	133.19 m	一般国道336号におけ る23.50mの間	同
		前 15.55 m から 25.20 m まで	117.01 m	一般国道336号におけ る21.50mの間	
		後 15.55 m から 16.50 m まで	133.19 m	一般国道336号におけ る23.50mの間	
川 北 中 標 津 線	広尾郡広尾町字野塚14線2番12地先（一般国道336号交点）か ら広尾郡広尾町字野塚14線2番24地先まで	後 15.55 m から 47.95 m まで	117.01 m	一般国道336号におけ る21.50mの間	北海道釧路土木現業所
	標準津郡標準津町字川北205番1地先まで	前 27.85 m から 29.61 m まで	146.60 m	—	
		後 27.85 m から 31.60 m まで	146.60 m	—	
阿 寒 公 園 鶴 居 線	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北18線44番1地先から 阿寒郡鶴居村字雪裡原野北17線西29番1地先まで	前 14.79 m から 28.59 m まで	1,183.85 m	—	同
		後 19.59 m から 45.86 m まで	1,181.40 m	—	
	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北17線西29番1地先から 阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目1番地先まで	前 10.50 m から 32.50 m まで	3,008.70 m	道道釧路鶴居弟子屈線 における9.00mの間	
北海道告示第2030号		前 10.50 m から 60.00 m まで	3,003.99 m	道道釧路鶴居弟子屈線 における9.00mの間	
		後 10.50 m から 32.50 m まで	3,008.70 m	道道釧路鶴居弟子屈線 における12.00mの間	
		後 10.50 m から 60.00 m まで	3,003.99 m	道道釧路鶴居弟子屈線 における12.00mの間	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成13年12月4日					1 道路の種類 道道 2 路線名 間寒別佐久停車場線 3 道路の区域 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

北海道告示第2034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
供用開始期日は、平成13年12月5日13時とする。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日

北海道告示第2034号		北海道告示第2036号	
道路の種類	道路	道路の種類	道路
1 道路の種類	道路	2 (1) 道路の種類	道路
2 路線名	上志文四条東線	(2) 路線名	温根別剣淵停車場線
3 道路の区域	間	(3) 道路の区域	間
変更前後の別	敷地の幅員	変更前後の別	敷地の幅員
延長	延長	延長	延長
国道等との重複区間	国道等との重複区間	国道等との重複区間	国道等との重複区間
岩見沢市上志文町546番1地先から岩見沢市上志文町549番1地先まで	18.00mから24.00mまで	上川郡剣淵町字オンネベツ原野3029番3地先から上川郡剣淵町字オンネベツ原野2512番1地先まで	10.90mから10.90mまで
岩見沢市上志文町812番1地先から岩見沢市上志文町549番1地先まで	100.00m	20.50mから38.50mまで	488.00m
岩見沢市上志文町777番1地先から岩見沢市上志文町549番1地先まで	15.50mから29.00mまで	20.50mから38.50mまで	488.00m
	1,002.00m		488.00m
	道路三笠栗山線L = 27.00m		—
	道路三笠栗山線L = 17.00m		—

北海道告示第2035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日

北海道告示第2035号		北海道告示第2037号	
道路の種類	道路	道路の種類	道路
1 (1) 道路の種類	道路	1 都市計画の種類	道路
(2) 路線名	当麻上川線	2 都市計画を定めた土地の区域	種別名
(3) 道路の区域	間	称	起点
変更前後の別	敷地の幅員	終点	主な経過地
延長	延長		
国道等との重複区間	国道等との重複区間		
上川郡当麻町4105番1地先から上川郡当麻町4134	18.00mから18.00mまで		
	900.00m		

北海道告示第2036号

北海道告示第2036号		北海道告示第2037号	
道路の種類	道路	道路の種類	道路
2 (1) 道路の種類	道路	1 都市計画の種類	道路
(2) 路線名	温根別剣淵停車場線	2 都市計画を定めた土地の区域	種別名
(3) 道路の区域	間	称	起点
変更前後の別	敷地の幅員	終点	主な経過地
延長	延長		
国道等との重複区間	国道等との重複区間		
上川郡剣淵町字オンネベツ原野3029番3地先から上川郡剣淵町字オンネベツ原野2512番1地先まで	10.90mから10.90mまで		
20.50mから38.50mまで	490.00m		
20.50mから38.50mまで	488.00m		
20.50mから38.50mまで	488.00m		
38.50mまで	—		

北海道告示第2037号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日

北海道告示第2037号		北海道告示第2037号	
都市計画の種類	市町村名	都市計画の種類	市町村名
帯広圏都市計画地区計画（東芽室地区）	芽室町	帯広圏都市計画地区画整理事業	芽室町

北海道告示第2037号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成13年12月4日

北海道告示第2037号		北海道告示第2037号	
都市計画の種類	道路	都市計画の種類	道路
1 都市計画の種類	道路	2 都市計画を定めた土地の区域	種別名
2 都市計画を定めた土地の区域	種別名	称	起点
		終点	主な経過地

幹線街路 3・4・8号 中央通 虻田町字洞爺 虻田町字洞爺 虻田町字洞爺
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり) 湖温泉町 湖温泉町 爺湖温泉町

北海道告示第2038号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年12月4日

都 市 計 画 の 種 類	市町村名	北海道知事 堀 達 也
帯広圏都市計画用途地域	芽室町	
帯広圏都市計画道路	芽室町	
帯広圏都市計画下水道	芽室町	
足寄都市計画用途地域	足寄町	

北海道告示第2039号

平成9年北海道告示第1274号 (補助金等の交付に関する権限の委任) の一部を次のように改正する。

平成13年12月4日

農政部所管の事項に次の3項を加える。	北海道知事 堀 達 也
112 大家畜経営改善支援資金利子補給事業	同
113 養豚経営改善支援対策事業利子補給事業	同
114 大家畜経営維持緊急特別対策事業	同

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第28号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月4日

- 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 滝川市黄金町西1丁目74番3 ほか21筆 (第3工区)

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 旭川市4条西6丁目1番11号 株式会社 エーコー 代表取締役 山下 潔
- 3 開発許可年月日及び番号 平成9年8月11日 空建指第9-14号

北海道網走支庁告示第27号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月4日

- 北海道網走支庁長 太 田 敏 夫
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市字潮見1丁目361番1 ほか8筆 (第2工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走市新町2丁目3番1号 網走交通株式会社 代表取締役 保前 健一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成11年7月29日 網建指第11-8号

北海道胆振支庁告示第20号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月4日

- 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 登別市富岸町3丁目57番4のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 登別市富岸町3丁目57番地4 篠原 幸盛
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年9月25日 胆建指第13-13号

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成13年12月4日

- 北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良
- 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称 校内LANサーバー 3台

イ	フアイヤー・オールサーバー	3台
ウ	キヤッシュサーバー	3台
エ	ラック・UPS等	3台
(2)	調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3)	納 入 期 日	平成14年1月18日
(4)	納 入 場 所	北海道北見北斗高等学校 北海道北見緑陵高等学校 北海道網走南ヶ丘高等学校
2	入札に参加する者に必要な資格	
(1)	平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
3	契約条項を示す場所	
	北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係	
4	入札執行の場所及び日時	
(1)	入 札 場 所	北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局2階会議室
(2)	入 札 日 時	平成13年12月14日 午後1時
(3)	開 札 場 所	(1)に同じ。
(4)	開 札 日 時	(2)に同じ。
5	入 札 保 証 金	
(1)	入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2)	入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
6	郵便等による入札	
(1)	郵便による入札は認めない。	
(2)	電報による入札は認めない。	
7	入札説明書の交付に関する事項	
(1)	交 付 場 所	郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

(2) 交 付 方 法	電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117 (1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
イ 所 在 地	郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
選 挙 委 員 会 公 告 第 162 号	
北海道選挙管理委員会告示第162号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 平成13年12月4日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之 (平成13年10月分)	

政党の支部であるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届 出 先
政 党	自由民主党鹿部支部	茅部郡鹿部町字宮浜323番地	野 田 重 毅	氏 小 嶋 康 輔	渡島支所
否	てらさわ十郎君を励ます会	上磯郡上磯町七重浜4丁目28番地の9	星 野 野 政 司	代 文 雄	同
同	片岡春雄後援会	寿都郡寿都町字大磯町94番地	前 野 隆 緒	藤 捷 司	後志支所
同	川村まさし後援会	同 字新栄町37番地	桜 井 田 康 吉 弘	斉 川 村 英 光	同
政 党	自由民主党北海道滝川市第一支部	滝川市大町1丁目7番25号	前 田 木 善 隆	鈴 川 村 紀 久 子	空知支所
否	大沢秀了後援会	上川郡剣淵町本町	鈴 木 藤 蔵 連	大 西 幸 三 郎	上川支所
同	吉田勤後援会	利尻郡利尻富士町鷺泊字港町81-5	工 藤 義 弘	鈴 大 西 義 光	宗谷支所
政 党	自由民主党北海道苫小牧市第二支部	苫小牧市緑町1丁目26番12号	遠 藤 昌 治	岡 山 渡 辺	胆振支所
否	新政会	浦河郡浦河町荻伏492	吉 田 木 震 一	崎 本 肇	日高支所
同	吉田昌治後援会	同 堺町西1丁目1番8号	鈴 木 震 一	同 渡 辺 諭	同

北海道選挙管理委員会告示第 163 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。平成13年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年10月分）

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道看護連盟支部	主たる事務所の所在地	札幌市北区北7条西4丁目8-3 B1	札幌市北区北7条西4丁目8-3	事務局
TJC北海道政経研究会	代表者の氏名	名越隆雄	千葉寛樹	同
日本看護連盟北海道支部	主たる事務所の所在地	札幌市北区北7条西4丁目8-3 B1	札幌市北区北7条西4丁目8-3	同
宮村もと子連合後援会	同	札幌市清田区美しが丘4条8丁目1-20	札幌市清田区真栄4条1丁目2-1	同
同	会計責任者の氏名	宮村光次	阿部貞雄	同
もと子の会	主たる事務所の所在地	札幌市清田区美しが丘4条8丁目1-20	札幌市清田区真栄4条1丁目2-1	同
同	会計責任者の氏名	宮村光次	阿部貞雄	同
自由民主党滝川第一支部	主たる事務所の所在地	滝川市大町1丁目7番1号	滝川市大町1丁目7番25号	空知支所
空知土地改良政治連盟	同	雨竜郡秩父別町1534番地の22	空知郡南幌町南13線西3番地	同
同	代表者の氏名	高鶴光雄	佐藤博	同
山下貴史滝川後援会	会計責任者の氏名	松原章一	山崎春男	同
自由民主党稚内支部	代表者の氏名	八幡祐一	吉田政一	宗谷支所
道政稚内研究会	同	渡辺郁夫	同	同

鈴木宗男雄武町後援会	主たる事務所の所在地	紋別郡雄武町字中雄武	紋別郡雄武町字雄武694	網走支所
自由民主党苫小牧支部	同	苫小牧市末広町3丁目8-16森林組合ビル2F	苫小牧市若草町4-4-1	胆振支所
遠藤連後援会	同	同 緑町1丁目26番12号	同 澄川町5丁目23番8号	同
二十一世紀研究会	同	同	同 小松 徹	同
北海道電力労働組合政治連盟火力 総本部	代 表 者 の 氏 名	斉 藤 智 敏	佐 藤 興一郎	十勝支所
北海道道路運送経営研究会十勝支 部	同	沢 本 輝 之	井 上 秀 男	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	島 部 信 一	川上郡弟子屈町朝日1-7-12	釧路支所
鈴木宗男弟子屈後援会	主たる事務所の所在地	川上郡弟子屈町鈴蘭2丁目1番11号 近藤建設 ^株 内	嶋 田 稔	同
同	代 表 者 の 氏 名	高 橋 正 光	葛 尾 伸 一	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	荒 木 辰 也		

北海道選挙管理委員会告示第164号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之 (平成13年10月分)	
政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名
解 散 の 届 出 先	年 月 日
藤野さみとか北海道後援会連絡協議会	中 川 利 若
水上務後援会	水 上 務
	平13. 9. 30 事務局 平13. 8. 31 渡島支所

北海道選挙管理委員会告示第165号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之	
(平成13年10月分)	
資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称
異 動 事 項	異 動
氏 名	公 職 の 種 類
宮 村 素 子	札幌市議会議員
とと子の会	主たる事務所の所在地
遠 藤 連	北海道議会議員
二十一世紀研究会	同

北海道選挙管理委員会告示第166号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

資 金 管 理 団 体	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日
道政稚内研究会	稚内市中央5丁目7番13号	渡 辺 郁 夫	平成13.10.30	宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第167号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

当該政治団体を支部とする政党の名称 （政 党 本 部 の 名 称）	政 党 の 支 部 の 名 称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別
自由民主党	自由民主党鹿部支部	有
同	同	同
同	北海道滝川市第一支部	同
同	同	同
同	北海道苫小牧市第二支部	同

調 査 本 部 公 告

空調設備保守点検業者の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成13年12月4日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 調 査 の 目 的

平成14年度及び平成15年度において北海道警察が発注する北海道警察本部庁舎に係る空調設備保守点検業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 空調設備保守点検業務の概要

空調設備機器（全空気式単一ダクト可変風量方式及び補助熱源（水熱源ヒートポンプユニット）方式、空調対象延床面積約5万平方メートル）の機能を常に良好な状態に維持するため、機器の点検、清掃及びフィルター交換の処理を行う。

3 調 査 の 対 象

空調設備保守点検業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であつて、次の要件を満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（平成13年10月分）

届 出 先

宗谷支所

平成13年12月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年10月分）

主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別

渡島支所
空知支所
胆振支所

(2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 平成13年12月4日現在において引き続き2年以上その営業を行っていること。

(4) 札幌市内に本店、支店又は営業所があること。

(5) 道税を滞納していないこと。

(6) 平成13年12月4日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）において、2の業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

4 調 査 の 方 法

指名競争入札参加希望者は、5に定める書類を北海道警察本部長に提出するものとする。

5 提 出 書 類

- (1) 空調設備保守点検業者事業概要調査書
- (2) 事業実績書
- (3) 技術者名簿
- (4) 法人の登記簿謄本又はその写し
- (5) 定款

((1)から(3)までの用紙は、北海道警察本部施設課契約係で配布する。)

6 提出書類の提出期限

平成13年12月21日（金）

(郵送の場合は、平成13年12月21日までの消印のあるものに限り返付ける。) 7 提出書類の提出先 北海道警察本部施設課契約係 (郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話 011 - 251 - 0110 内線 2302) あてに提出すること。 8 その他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。	(7) 平成13年12月4日の直前2営業年度 (当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分) において、2の業務と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 4 調査の方法 指名競争入札参加希望者は、5に定める書類を北海道警察本部長に提出するものとする。 5 提出書類 (1) 電気施設保守管理業者事業概要調査書 (2) 事業実績書 (3) 技術者名簿 (4) 法人の登記簿謄本又はその写し (5) 定款 (1)から(3)までの用紙は、北海道警察本部施設課契約係で配布する。) 6 提出書類の提出期限 平成13年12月21日 (金) (郵送の場合は、平成13年12月21日までの消印のあるものに限り返付ける。) 7 提出書類の提出先 北海道警察本部施設課契約係 (郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話 011 - 251 - 0110 内線 2302) あてに提出すること。 8 その他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。
電気施設保守管理業者の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成13年12月4日 北海道警察本部長 山田高廣 1 調査の目的 平成14年度及び平成15年度において北海道警察が発注する北海道警察本部庁舎に係る電気施設保守管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。 2 電気施設保守管理業務の概要 電気施設 (受変電設備 (2,200キロワット、3万ボルト)、自家発電設備、電灯・動力設備等) について、常に安全かつ良好な維持管理と適切な運用を図るため、電気関係法令等に基づき、点検・維持等の保守管理を行う。 3 調査の対象 電気施設保守管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者 (以下「指名競争入札参加希望者」という。) であって、次の要件を満たしているものとする。 (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。 (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 平成13年12月4日現在において引き続き2年以上その営業を行っていること。 (4) 札幌市内に本店、支店又は営業所があること。 (5) 道税を滞納していないこと。 (6) 2の業務に対し、防災センター要員講習の受講済者 (電気主任技術者、電気工事士 (第1種又は第2種) 若しくは消防設備士の資格を有する者又は学校教育法による高等学校と同等以上の教育施設において電気工学若しくは電子工学に関する学科を修めて卒業した者に限る。) 8人 (うち1名以上は電気主任技術者の資格を有する者であること。) を配置可能な者であること。	熱交換設備等保守管理業者の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成13年12月4日 北海道警察本部長 山田高廣 1 調査の目的 平成14年度及び平成15年度において北海道警察が発注する北海道警察本部庁舎に係る熱交換設備等保守管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。 2 熱交換設備等保守管理業務の概要 熱交換設備 (熱供給事業者から供給を受ける高温水 (年間約2,000万メガジュール) を、蒸気発生器で処理する熱交換システム) 及び薬液注入装置等について、常に安全かつ良好な維持管理と適切な運用を図るため、運転操作及び点検・維持等の保守管理を行う。 3 調査の対象 熱交換設備等保守管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者 (以下「指名

競争入札参加希望者」という。)であって、次の要件を満たしているものとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。 (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 平成13年12月4日現在において引き続き2年以上その営業を行っていること。 (4) 札幌市内に本店、支店又は営業所があること。 (5) 道税を滞納していないこと。 (6) 2の業務に対し、ボイラー技師1級3人及びボイラー技師2級以上9人の計12人を配置可能な者であること。 (7) 平成13年12月4日の直前2営業年度(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)において、2の業務と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 4 調査の方法 指名競争入札参加希望者は、5に定める書類を北海道警察本部長に提出するものとする。 5 提出書類 (1) 熱交換設備等保守管理者事業概要調査書 (2) 事業実績書 (3) 技術者名簿 (4) 法人の登記簿謄本又はその写し (5) 定款 ((1)から(3)までの用紙は、北海道警察本部施設課契約係で配布する。) 6 提出書類の提出期限 平成13年12月21日(金) (郵送の場合は、平成13年12月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。) 7 提出書類の提出先 北海道警察本部施設課契約係(郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話 011 - 251 - 0110 内線 2302)あてに提出すること。 8 その他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。	
---	--